

ペット霊園の所在地又は移動火葬業者の所在地		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
廃止等の区分	墓 地	☐ 全部の廃止 ☐ 区域の縮小
	納 骨 堂	☐ 全部の廃止 ☐ 一部の廃止
	火 葬 施 設	☐ 全部の廃止 ☐ 一部の廃止
	移動火葬業	☐ 廃止
廃止等をしようとする部分又は廃止等をした部分		
廃止等の予定年月日	年 月 日	
廃止等の理由		
廃止等に伴う措置		

別記様式第17号（第16条関係）

(表)

第 号

身分証明書

写 真

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の職員は、宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第32条第1項の規定による立ち入り調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

宇治市長 

(裏)

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例（抄）

(立入調査等)
第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、ペット霊園等事業者の事務所その他の施設に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(揭示済)

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第27号

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築基準法施行細則（平成5年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第3号中「限る」を「限る。次条において同じ」に改め、同項第6号中「、観覧場」を「、観覧場（屋外観覧場を除く。）」に改め、同項第7号中「、パー」を「、カフェー、パー」に改め、同条第2項の表中「、防火区画」を削り、同条第4項第1号中「平成28年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「平

成29年度」を「令和8年度」に改め、「平成30年度」を「令和9年度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定建築物の定期報告に係る付加調査項目等）

第18条の2 法第12条第1項の規定による調査は、省令第5条第2項の規定により国土交通大臣が定めるもののほか、当該調査をすべき建築物に係る次の表の用途欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の調査項目欄に掲げる項目を同表の調査方法欄に掲げる方法により調査した結果について、同表の判定基準に掲げる基準に該当するかどうかを判定することにより、行わなければならない。

項番号	用途	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	下宿、共同住宅又は寄宿舍	常閉防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下同じ。）	扉の閉鎖又は作動の障害となる、物品の放置及び照明器具、懸垂物等の設置等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)			扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)			固定の状況		扉が開放状態に固定されていること。
(5)			作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、及び扉の質量により運動エネルギーの値を確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等によりその閉鎖力を測定する。ただし、これらの点検を3年以内	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

(6)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。				の作動の状況			
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。		12		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
						13			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(8)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。							
(9)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。		14	(1)から13までの用途以外のもの	(1)から(5)までの各調査項目		(1)から(5)までの各調査方法	(1)から(5)までの各判定基準
10	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。							
11	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備									

第19条第1項中「2月」を「3月」に改める。

第21条第1項中「1月」を「3月」に改め、同条第2項に次の

ただし書を加える。

ただし、同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る時期は、3年以内ごととする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第84号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和7年6月24日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大ー7	大久保町旦棕地内	約0.19ha	一部解除

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和7年6月27日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和7年6月30日 午後7時00分
開会場所 宇治市役所大会議室
付議事項 1 会議録署名委員の指名について
2 報告
3 専決事項の報告について

(揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

宇治市選挙管理委員会告示第8号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めます。

令和7年6月24日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

令和7年6月11日から同年7月20日までの間

(揭示済)